

平成25年度 第1回岐阜県食品安全対策協議会
議事要旨

- 1 日時：平成25年7月18日（木）13：30～15：30
- 2 場所：岐阜県庁舎 6階 6南2会議室
- 3 出席委員

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	教授	前澤 重禮
	(公社)岐阜県栄養士会	副会長	高木 瞳
	岐阜県議会議員	厚生環境委員長	小原 尚
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	河原 洋之
	消費者	公募	北瀬 恵美子
	消費者	公募	齋藤 由美
	岐阜県食生活改善推進員協議会	会長	羽場 富子
	消費者	公募	林 円
生産者	(公社)岐阜県食品衛生協会	会長	北野 茂樹
	なずな農園	代表	武山 洋子
	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	藤井 里樹
	岐阜県養豚協会	会長	水野 良則
流通業者	(公財)岐阜県学校給食会	理事長	岩本 修治
	(株)バロー	商品安全保障室マネージャー	橋本 保正
	岐阜県卸売市場連合会	会長	林 幸治

※欠席 大島愛子委員（消費者、岐阜県生活学校連絡協議会副会長）

4 議題

- (1) 第3期岐阜県食品安全行動基本計画骨子について（報告）
- (2) 「食品の安全性の確保等に関する報告（案）」について

5 議事要旨

（野池技術課長補佐兼係長（生活衛生課））

ただいまから、平成25年度第1回食品安全対策協議会を開催いたします。
はじめに、健康福祉部次長の田中より、ご挨拶申し上げます。

（田中健康福祉部次長）

健康福祉部次長の田中です。皆様方におかれましては、お忙しいところ、また、お暑いところをご出席いただきまして、ありがとうございます。また、平

素から、岐阜県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

食を取り巻く環境について、皆様方ご承知のように、今年の6月には、食品の表示方法を統一するという事で、食品表示法が先の通常国会で成立し、公布されたところです。これにより、これまで食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法に分かれていた表示のルールを一元化することとされ、今後2年の間に施行されることになっております。

また、BSEの関係ですが、今月より、検査の国内措置が見直され、検査対象月齢が48か月齢超に引き上げる省令が施行されました。そして、厚生労働省の要請を受ける形で、全国の自治体が一斉に全頭検査を見直しました。

こうした状況を受け、県といたしましても、今後とも国内外の動向を注視しながら、安全・安心を担保するために必要な措置を取っていくとともに、関係行政機関と連携しながら、県民の皆様方とともに、リスクコミュニケーションを行っていきたいと考えております。

食にまつわる課題は、その他多岐にわたりますが、行政による食品衛生監視・指導と、食品関連事業者の食品の安全・安心に向けた誠実な取り組み、そして消費者の方々のご理解、それぞれが必要不可欠です。こうした努力を、普段から継続していくことで、食の安全・安心が広がっていくものと考えています。

この協議会は、平成14年8月の設置以来、委員の皆様にご議論をいただいていたところです。引き続き、当協議会での議論が、当県における食品安全行政を先導するものであることを期待しております。本日におきましても、熱心な議論をお願いしたいと考えております。

以上、私の挨拶ということで、本日はどうぞよろしく申し上げます。

(野池技術課長補佐兼係長(生活衛生課))

議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、会議の次第、出席者の名簿、資料1から資料4までとなっております。その他、事業関係のチラシを2枚添付させていただいております。不足などございませんでしょうか。

本日の発言内容につきましては、議事録として後日、公開させていただきます。後ほど事務局よりご確認をさせていただきますので、その節にはよろしく申し上げます。

それでは、以後の進行につきましては、前澤会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(前澤会長)

皆様こんにちは。前澤でございます。本日はよろしく申し上げます。

この協議会は、平成 24 年度と 25 年度の 2 年の任期ですが、3 名の方が今回より新任ということで、ご出席いただいております。それぞれ、自己紹介とご挨拶、あるいは食の安全に対するご意見などを賜って、議論を深めていきたいと思っております。では、まず最初、流通業者のほうに入っておられます、岩本様、林様の順によろしく申し上げます。

(岩本委員)

今年度の 6 月より、公益財団法人岐阜県学校給食会の理事長に就任した岩本修治と申します。よろしく申し上げます。

子供たちの口に入る学校給食の物資を預かっておりますので、一層、食品の安心・安全に寄与しなければならないと思っております。こういった席で勉強させていただいて、今後に生かしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(前澤会長)

では、林様、よろしく申し上げます。

(林委員)

岐阜県卸売市場連合会の会長を仰せつかっております、林と申します。

市場というのは、一般消費者の皆さんにはあまり馴染みのないところであると思っております。岐阜には、中央卸売市場というのがありまして、ここでは青果・水産とございます。その他、主要な地方都市、大垣、高山、関、美濃加茂、中津川等に公設の市場があります。それから、岐阜市長森に花の市場や、高山に食肉の市場などがあり、これらで卸売市場連合会を作っております。食を預かっておりますので、常日頃から衛生面、食の安全面で各業者は非常に気を遣っていると思っております。

また、岐阜の卸売市場は、二十数年やっているかと思いますが、主に小学生を対象に市場見学を実施しており、今年度は今週の土曜日、来週そして 8 月の第 1 週に、30 組で 3 名ずつ、合計 90 名を予定しています。市場のなかを見ていただき、魚ですとせり売りの様子や、青果ですと冷蔵庫の中などを見ていただくほか、流通や安全の話などをさせていただいております。また、これは決定してはおりませんが、来年度には、大人の方を対象に市場見学をさせていただこうかという案も出ております。

市場というのは、昔のイメージで、きたないというイメージがあるように思いますが、市場関係者にも衛生面における意識がかなり変わってきており、子供たちやお母様方にアンケートなどで感想を聞いてみると、わりときれいですねというご意見をいただきます。機会がありましたらぜひ、市場の見学にお越

しいただければと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。続きまして、県議会議員として、厚生環境委員長の小原委員に参加いただいております。ご挨拶よろしく申し上げます。

(小原委員)

皆さんこんにちは。ご紹介をいただきました厚生環境委員長の小原尚です。

今年一年、協議会に参加させていただき、皆さんと一緒に食品の安全・安心について、私自身も勉強させていただきたいと思います。

また、TPPに我が国が参加するという中で、これから先、食の安全が非常に大切になってくると思います。7月から牛の全頭検査が緩和されたということですが、これはこれとして、岐阜県の食については、検査をしっかりと実施し、コストは若干高くなるかもしれませんが、岐阜県ブランドが安全だということをしっかりと訴えていく努力は続けていくべきだと思います。こうした中で、岐阜県の食の安全・安心を皆様と一緒に考えていけたらと思います。どうぞよろしく申し上げます。

(前澤会長)

お三方、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議事を進めていきます。お手元に次第がございます。今日、議題としては2つあります。進め方ですが、まず報告ということで、県の方からご説明をいただき、そのあと議題2においてご意見をいただきたいと思います。

まず、第3期岐阜県食品安全行動基本計画について、昨年度の協議会で出された意見を踏まえて骨子を固めてきましたので、まず県から骨子と24年度の県施策についての結果についてご説明をお願いし、皆さんに頭の中を整理していただいてから、それぞれのご意見をいただきたいと思います。

では、議題1 第3期岐阜県食品安全行動基本計画骨子について、事務局よりご説明をお願いします。

(加藤食品安全推進室長(生活衛生課))

皆さんこんにちは。事務局の、県生活衛生課食品安全推進室長の加藤でございます。本日はよろしく申し上げます。

本日、2つの議題がございますが、議題に入る前に、協議会の設置要綱について改正点がございますので、その説明を若干させていただきます。

資料1をご覧ください。ここに「協議会設置要綱」がございます。一枚めくっていただき「設置要綱改正の新旧対照表」をご覧ください。

県全体には、住民や外部の有識者の参画を得て幅広く県の施策等にご意見をいただく審議会や協議会などがいくつかございますが、それら全てについて、今年の4月から県全体で基本的な取り決め事項の変更がございました。この変更に伴って、この協議会も設置要綱を改正したということが改正の理由です。

改正点は、3ページ下段にまとめておりますが、主なところでは、委員の数を16名以内から1名減の15名以内とすることとしました。この協議会は2年任期ですので、次回の委員選定において変更して参ります。

また、委員の選定、任命方法や任期、さらに、会長の役割を県で統一し明確化されましたので、これに従い改正いたしました。その他、同様に若干の文言の変更を行っておりますので、ご承知いただければと思います。以上が前置きの説明でございます。

では、議題1「第3期行動計画」の現況について、ご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。ここに、岐阜県食品安全基本条例があります。

ご承知のとおり、この条例に岐阜県における食品の安全・安心に関する基本方針が書かれています。この条例に基づき、県では、5ヶ年の「岐阜県食品安全行動基本計画」を作成し、毎年度その実施結果をとりまとめ、県議会に報告書を提出することとなっております。また、計画は現在、平成21年度から25年度の第2期にあたっており、今年度の25年度が最終年であることから、現在、次期の第3期計画を作成中です。

資料3をご覧ください。第3期行動計画の骨子になります。前回の協議会でいただいたご意見を踏まえ、計画骨子の「基本的な考え方」5番目のところに、「県民が『食の安全・安心』を実感できるよう、県庁内の連携を密にし、迅速かつ積極的に行動すること」という旨の一文を加えました。これに伴い、次のページ中段以降にある「施策の方向 3」の「4 食品の安全を守る人材の確保・育成」を重点施策と位置付け、人材面での取組みを推進したいと思っております。

これとは別に、重点施策を変更しました。「施策の方向 3」の「1 環境にやさしい農業の推進」「2 地産地消の推進」を、重点施策から外しております。なぜかと申しますと、農政部の「岐阜県農業・農村基本計画」において、地産地消やぎふクリーン農業などの施策が、「食品の安全・安心」から「戦略的な流通販売」の項目に変更されたことに伴い、同じ県内の計画の整合性をとるうえで、重点施策からは外しております。しかし、県民の関心は高い分野であり、引き続き、地産地消や環境にやさしい農業に対する取組みは続けて参ります。

計画骨子についてはこのように固め、現在は次の段階、具体的な行動目標等を含めた計画の下書き案を作成している状況です。

今後のスケジュールですが、下書きの記述内容が固まりましたら、次回の協議会でお示しし、ご意見をいただきたいと思っております。また、10月をめど

に県内5圏域で1回ずつ、当計画についての意見交換会を開催していきたいと考えております。意見交換会については、消費者、生産者、流通業者など、県民のさまざまな方面から多くの方にご意見を賜りたいと思っております。後日改めてご案内をさせていただきますので、ぜひ、各圏域で開催する予定の意見交換会に皆様方やお知り合いやお仲間等ご参加をいただきますよう、ご協力のほどよろしく願いいたします。

さらに、12月前後にパブリックコメントを実施し、ホームページ等に紹介しながら広く県民の皆様にご意見を頂戴し、その結果を反映したものを第3回協議会でお示しし、食品安全・安心推進本部幹事会等を通じてご承認いただきながら第3期計画として完成し、公表して参りたいと考えております。第3期行動計画については以上です。

(前澤会長)

ありがとうございました。昨年度から進めております、第3期岐阜県食品安全行動基本計画についてご説明をいただきました。

では、議題2「平成24年度の食品の安全性の確保に関する報告の資料」について、事務局から説明をいただき、これは第3期計画にもつながっていくわけですが、それを踏まえて、順番に皆さんからの意見を賜りたいと思います。

それでは、議題2「平成24年度の食品の安全性の確保に関する報告(案)」により、24年度の県施策について、事務局から説明願います。

(加藤食品安全推進室長)

では、資料4をご覧ください。昨年度の行動計画実績を条例に基づき、議会等に報告する形でまとめたものです。

第1章では、1ページ目から当計画のあらましを記載した後、2ページから4ページまで「重点施策」別に実績を記載しております。第2章において、アクション1から33という形で定めておりますが、アクション別に24年度中の詳細な実施結果を記載しています。

2ページ目をご覧ください。冒頭に、全体のまとめを記載しています。数値目標102項目のうち、96項目で最終目標が達成されており、この点から見ると、概ね計画に沿って順調に進んでいるということでもあります。

重点施策別に見て参ります。2ページ上段「重点1 検査体制の強化」というところです。

「アクション5」は食品関連施設に対する監視・指導ですが、昨年度23,573件について監視指導を行い、食中毒の営業停止14件の行政処分や、食品表示の欠落等5件、その他食品の取り扱い不備5件など、岐阜市を除く県内において、違反24件に対して行政処分等、注意指導を厳格に行いました。

「アクション7」では、県内に流通する農産物 155 検体について残留農薬検査をし、安全性を確かめましたけれども、残留基準値を超過したものはありませんでした。

「アクション8」ですが、BSE検査はこれまで全頭検査を実施しておりました。24年度も全頭検査でしたが、この中では陽性はありませんでした。なお、今月1日より、国の要請に基づき、全国一斉に48か月齢超に検査対象を見直しております。これは、内閣府食品安全委員会がリスク分析・評価をした結果に基づき、厚生労働省が国全体のリスク管理として判断したものであり、地方自治体としてはそうした情報を踏まえ、こういった措置を取ったものです。

行動計画では、全頭検査を前提とした記載になっておりますが、国全体がこういうことになりましたので、25年度については全頭検査をやったということはいえない状況になっていることはあらかじめご承知おき願います。

「アクション12」です。輸入食品を含めた、県内で流通する食肉の残留動物用医薬品の検査、「アクション14」では輸入食品に対する残留農薬検査、食品添加物等の検査を行っております。これらにおいても、残留農薬と同様に、違反はありませんでした。

「アクション33」は、中間見直しで追加した放射性物質検査です。県内産肉用牛の検査や、東北地方産の県内流通食品について検査し、基準を超える放射性セシウムは検出されておられません。

2ページ下段から3ページの「重点2 地産地消の推進」です。

「アクション1」に、ぎふクリーン農業の生産登録面積の記載がありますが、県内作付面積の約3分の1に達しています。登録の増加がひと段落し、ぎふクリーン農業が生産者に定着、浸透しつつあるところです。

同じく「アクション1」の「ぎふクリーン農産物」に関しては、PRキャラバン隊によるPRに努めたり、「アクション19」では、朝市・直売所の運営者や生産者への研修を実施し、魅力ある直売所づくりを支援しながら、ぎふクリーン農業全体を推進しております。結果として、朝市、直売所の販売額は121億円という実績でした。

「アクション19」では、保育園・幼稚園訪問などのキッズキッチン活動による調理体験を通じて、食農教育の取組みを推進しております。

また、「アクション19」の、学校給食における県農産物の利用拡大です。玄米および牛乳は全て県内産を利用しております。しかし、農産物全体としての使用量としてはここ数年、横ばい状態です。米粉パンを普及させる、県内産野菜・果実・畜産物の利用促進といった取組みを引き続き推進してまいります。

続きまして、3ページ後半、「重点3 食品表示の適正化」です。

「アクション 15」では、7月と12月を、毎年「食品表示適正強化月間」と定めております。食品表示の適正化を図るよう、関係機関が合同で販売店等の立入検査をし、適正表示の指導を479店舗行いました。また、年間を通じてJAS法に基づく立入検査を1,245店舗に対して実施し、適正表示の指導を行いました。

「アクション 17」でございます。県民の皆様には「食品表示ウォッチャー」として130名ほどの方をお願いをしまして、日ごろの買い物のなかで、不適正な表示の報告にご協力いただきました。大きな違反事項はございませんでした。

「アクション 21」で、食品関連事業者の皆さんを対象に、食品表示総合講習会を県内で2回開催し、215名の方にご参加いただきました。毎年行っており、新しい方も再度受講される方もどちらも含めた数字です。

続いて、4ページの、「重点4 食品の危機管理体制の強化」です。

「アクション 24」では、県生活衛生課と各保健所に設置した「食の安全相談窓口」等において、6,375件の食品に関するお問い合わせ、相談を受け付けました。それぞれ適正に対処したところです。また、5保健所および県民生活相談センターに「食品安全相談員」を配置し、食品表示などへの相談に対応しております。

「アクション 28」ですけれども、食品関連事業者、行政で構成する「食品安全連絡会議」を、年2回開催しております。また、電子メールを活用して、食中毒警報や食品の自主回収の情報等を、363件の配信先に対して128回の配信を行い、衛生管理等の参考にしていただきました。

あと、5ページ以降ですが、第2章から具体的な33のアクション別の取り組み結果を、28ページからは、それらを一覧表にまとめたものを添付しておりますので、参考としてご覧ください。説明は以上です。

(前澤会長)

ありがとうございました。ただいま、昨年度の実績を報告していただきました。ただいまから皆様には、この報告内容を受け、もっとうすれば良いのではないかと、第3期計画にこのような取り組みが必要ではないかといった、前向きなご意見をいただければと思います。ご意見を伺う順番は、委員名簿にあります区分で、消費者、生産者、流通業者、そして学識経験者という順番にしたいと思います。また、質問や提案等があるかと思いますが、2人か3人に区切って、事務局の方からお答えいただくという形にしたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの報告に関して、ご意見をお伺いしたいと思います。消費者代表ということで、河原委員、よろしく申し上げます。

(河原委員)

岐阜県生協連の河原です。よろしく申し上げます。

直接、この報告の中身というわけではありませんが、先ほどからも話がありました牛の全頭検査の見直しですね、ある意味国の指示というか、そういう形でやります、ということですがけれども、あまりにも唐突に、消費者に情報も来ない状況で実施されたのではと思います、私は少し懸念を持っております。

これまで、全頭検査をすることで、ある意味、安全を担保してきたというのがある、一方では、食品安全委員会で大丈夫ですという話をされていることは承知しております。しかし、止める以上は、何らかの県民に対する説明や意見集約といったものを作って止めるといった手続きは必要かと思えます。絶対止めてはいけないと思っているわけではないのですが、手続き上の問題については、これで本当に良かったのかなと思えます。

報告につきましては、県として色々と努力し、きめ細かく取り組んでいただいているので、大変有難いと思っておりますが、今回のように腑に落ちないことがあると、本当に大丈夫だろうかという懸念を感じます。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、北瀬委員、よろしく申し上げます。

(北瀬委員)

報告書を拝見して、とてもたくさん項目で、数字やグラフもあってわかりやすく良いなと思って見ていたのですが、私たち消費者は、最終的には突きつけられる結果しかなくて、何が安全で、何を信用して良いのかを判断するとき、出てきたデータを信用するしかないのだな、と感じました。

ですから、この数字が信用できる数字であること、つまり、検査を徹底したのであれば、こんな検査をしたんだよとか、検査でこんな内容が出てきたといったようなことが県民に広く知れ渡れば、だから安心なんだと思える、そういった安全確保の取組みを進めていただきたいなと思いました。

小学校で去年、娘が「家庭の食育マイスター」というのを県から委嘱されてきたんですけども、岐阜県にはこんなに安全で安心なおいしい食べ物が沢山ありますという表があったり、朝ご飯や給食でどんなものを食べたか、といったことが書かれていました。外食店の商品が安全かどうかを子供たちなりに議論していたりもして「お母さんはどう思う？」と聞かれたりしました。原材料をどこで作っているかとか、詳しいことを店に聞いてみないとわからないよ、という話をしたら、私たちには見えないから怖いね、と言っていました。

こうして子供たちも、日々、学校生活の中で食に対して関心を持っているようですし、各ご家庭でも食の安全について話されているのだと感じます。私た

ちはもらった情報でしか判断できませんので、より確かで安全な情報を発信していただきたいなと思います。

(前澤会長)

今、お二人の委員から、質問もございましたので、事務局の方から回答をお願いします。

(加藤食品安全推進室長)

河原委員から、牛の全頭検査に対するご意見をいただきました。

まず、廃止という言葉が先行しておりますが、見直しということです。全頭検査はやめますが、48 か月齢超については、引き続きしっかりと検査を継続していきます。岐阜県については、岐阜市を除く頭数ですが、ここ3年の平均で年間1万6千頭くらいの検査を実施しておりますが、7月からも、年間3千頭くらいの規模で検査を行っていく見込みであります。

我々行政は、食の安全・安心に取り組んでおりますが、現在、この取組みは、リスク分析・評価、リスク管理、リスクコミュニケーションという3つを組み合わせて進められています。

全頭検査の見直しにつきまして、リスク分析・評価については国の最高機関である食品安全委員会が、あらゆる専門家の研究や意見、世界中から最新の知見、データを結集して行っておりますし、その結果に基づき、リスク管理者としての厚生労働省が48 か月齢超以外については検査を見直しても良いという判断をした、ということです。

ただし、全国75 地方自治体がと畜場を持っており、実際の検査はそちらが行いますので、厚生労働省がいくら止めようと言っても、各自治体が反対すれば全頭検査を継続することは可能でした。こういう中で、皆さんからすれば、何が起きているのか、情報が伝わって来ないではないかといった状況が続いていたわけです。

今年4月より、30 か月齢超について検査を継続するという厚生労働省の方針が出たのですが、このときは、全頭検査を継続することになりました。そしてそのわずか3か月後に、48 か月齢超について検査を継続することになり、4月19日に担当者会議が開かれ、7月1日に改正しますという説明をされました。それから各自治体で検討や手続きを行い、岐阜県では6月28日に全頭検査を見直すことを発表しました。

期間の設定について我々がどうこう言うことでもございませんが、短期間の中で見直しを判断する際に、食品安全委員会のリスク評価のほかに、OIEという国際的な基準を司る国際獣疫事務局の総会において、日本がBSEの清浄国になったというお墨付きをいただいたこと、そして、全ての地方自治体が一

齊に見直しを行ったことが判断の根拠にありました。国全体が一緒に進むことにより、まずは安心していただくということです。

リスクコミュニケーションとしては、広報や講師の手配等の準備の関係で事前に開催はできませんでしたが、我々が毎年開催している食の安全・安心シンポジウムがございます。今年も11月頃に開催を予定しており、BSEについて十分に説明と意見交換をしていこうということで準備しております。

情報が不足する中で、ということも原因としてあるのですが、食の安全・安心相談窓口における相談や県政モニターに伺うアンケート等においても、BSEに対する目立った意見がほとんど出ていない状況において、国全体の安全・安心の体制は保たれている、こうした中で、出来る限りの情報提供は実施しながら、まずは全国一斉に対応する、というところを優先して進めてきたというところではあります。

逃げるわけではございませんが、知事の頭には苦悩や心配など、色々なお考えがあったのかも知れませんが、私どもが感じてきた概要は、こういったところでございます。もちろん、これからも不安などがございましたら、どうぞご相談をいただければ、それぞれの担当においてしっかりと対応させていただきたいと思っております。

(河原委員)

地方自治体は全部、全頭検査を止めたのですかね？1つも残っていない？

(加藤食品安全推進室長)

はい。全ての自治体が全頭検査を止めて、1つも残っておりません。

それから、北瀬委員のお話ですが、小さいうちから食に興味を持って、ご家庭で話題にさせていただくことが、一番の、食に関する知識などの向上につながると思います。協議会でも盛んに話題になっており、第3期行動計画でも骨子に組み入れておりますが、実施していることが目に見えるようにしていく、ということかと思っております。

手前味噌ではありますが、食の安全・安心ニュースというものを、紙ベースあるいはホームページ等で配布、掲載しております。県庁各課の取組みなども取り入れながら、さまざまな年齢層の方にも分かり易い表現で、皆さまの目に触れるようにしていく、そうしたことを狙い、毎月発行しております。こうした取組みを、第3期行動計画にもあるコラボレーションを取り入れながらやっていきたいなと思っております。

(前澤会長)

それでは、引き続きご意見を賜りたいと思います。齊藤委員、羽場委員、林委員と順番に、時間に限りもありますので、一人3分くらいを目途に意見をまとめていただいで、よろしくお願いします。

(齋藤委員)

子供の食育は、教育委員会が主体となるのかなと思いますが、この協議会ではどういう位置づけになっているのですか。食育のパンフレットなどは教育委員会からよくいただきますし、教育委員会からもお話が伺えると良いと思います。組織のことはよくわからないのですが。

また、食の安全・安心相談窓口を設置し、沢山の相談を受けていて、食品安全相談員を配置していると。とても良いことだなと思います。食品安全相談員を中心に、第3期行動計画にも重点施策として挙がっているような、食品の安全を守る人材の育成ということにつながっていくのかなと思ったのですが、具体的に、食品安全相談員はどういう方が配置されているのですか。

(前澤会長)

引き続き、羽場委員、よろしくお願いします。

(羽場委員)

ご報告をお聞きまして、食の安全・安心が浸透してきたなということは、感謝申し上げたいと思っています。常日頃、食育に取り組んでおりますので、心強いなと思ったのですが、報告のなかで、アクション19ですが、県内の幼稚園、保育所等42施設に食農体験活動を支援するチームを派遣、となっておりますが、これはどのような団体の方が派遣されて、幼児に調理体験を開催されているのですか。食生活改善推進協議会でも、キッズトントンは力を入れて取り組んでおりますので、我々の活動もこの中に含まれているのかどうか知りたいと思います。

それから、先ほどお話にも出た食品安全相談員がどのような方になってみえるのか。私たちは、保健所で食品に関する勉強会が開催されるときにはお邪魔しておりますが、そのときは県職員の方が食育ハンドブックで説明されていますが、相談員はどんな方になってみえるのか、疑問に思いました。

(前澤会長)

はい。引き続きまして、林委員、よろしくお願いします。

(林委員)

消費者代表の林です。よろしく申し上げます。

報告書を事前に拝見して、県の職員の方が大変努力されているなど感じました。1点、細かいところなのですが、最後に達成状況の表があり、見ていたのですが、達成率のなかで、目標値をいかようにも設定できるものがあり、例えば私が興味のある「県職員出前トーク」は、目標値が「要請ある都度」で達成率が100%なのですが、これではどんな目標値を設定しても100%になり得るので、頑張っているように見えますが、私としては前年比で書いていただいたほうが分かり易いのではないかと思います。

それから、去年の協議会でもBSEについて申し上げたと思うのですが、その考え方は全く変わってなくて、全国で統一して48か月齢超のみの検査ということになったことは喜ばしいことだと思います。低月齢では異常プリオンが出ないであろうにも関わらず、岐阜県が飛騨牛を守るために、多大な税金を投入して検査するということには、私は反対だったんです。

どうしてこういう考え方になったかという、私は内閣府食品安全委員会の食品安全モニターをやっていて、そこでの学習会で説明を聞いたからです。県民の方は、勉強意欲のある方はご存じなんでしょうけれども、一般の県民の方にとっては、急に全頭検査を見直したと聞くと、なぜ?となって説明不足に思います。本当は先だったのかなというのは思うんですけども、11月にシンポジウムが開催されると伺い、私も参加したいと思います。以上です。

(前澤会長)

それでは、お三方の質問等に関しまして、ご回答をお願いします。

(スポーツ健康課 原課長補佐兼係長)

斉藤委員からご質問があった件ですが、家庭の食育マイスターについては、岐阜県教育委員会スポーツ健康課の中にある学校保健給食係が中心になり取り組んでおります。ちょうど昨日、岐阜市の加納小学校において今年度の食育マイスターの委嘱状交付式を行いました。子供たちが、食がわかり食をつくれる、そして食を働きかけることのできる人に育って欲しいという願いを持っております。ただ、教育委員会だけではなく、健康福祉部や農政部など、色々な部署と連携しながら進めているところです。今日、この場でこうしてご紹介させていただいて有難いと思います。

ひとつだけ、ご紹介をさせていただきたいと思います。先ほど申しあげました加納小学校での交付式では、6年生の男の子が「マイスター宣言」として、これからは自分たちが購入する食品について、賞味期限や原産地などに留意しながら購入するようにしたいと宣言しました。子供たちがこうした取り組みを

通じて成長してくれるといいなと思います。

(加藤食品安全推進室長)

私からは、食品安全相談窓口と食品安全相談員についてご説明します。

窓口については、県庁生活衛生課や保健所の生活衛生課で担当しており、我々職員が対応しています。相談員については、主に食品行政に取り組みられてきたOBの方や、他にも食品に関する経験豊富な方で、一般の皆さんの話をしっかり聞いていただける方をお願いしております。

OBだから何でも知っているというわけではないので、最新の情報を学ぶための研修会等をやりながら、知識の向上を図り、皆さんの相談に対応できるようにしております。

(農産物流通課 青谷技術課長補佐兼係長)

キッズキッチンについてご説明申し上げます。

食育と言いますと、通常はバランスの良い食事をしましょうとか、栄養源を考えてとか、体の健康との関わりのなかで進めていると思いますが、そこから更に、食卓に上がる料理について、まず農産物がどのように作られているか、どのような過程を経て我々の口に入ってくるか、体験を通じて学んでいただくといったことで、食と農業の理解を促進したいと考え、食農教育に取り組んでおります。

その一環として、幼児期のお子さんを対象に、体験を通じて五感で感じる食農教育を実施しています。一昨年からのこのキッズキッチン活動を行っており、今年で3年目になります。昨年度は、岐阜県栄養士会に委託する形で実施しました。これは緊急雇用対策事業を利用しておまして、雇用したスタッフの方に教育研修を実施し、そういった方々がチームを組んで、希望のあった幼稚園や保育園などに調理器材などを持ち込んで、スタッフが子供さんたち5、6人に1人ずつ張り付いて、実際に幼児が包丁を使って切ったりします。食材については、幼稚園や保育園の園内菜園で作られたものであったり、地域の農家の協力者がいらっしゃるところでは、農家の圃場で収穫、提供していただいたものを活用しています。地域ごとに農業者などとの関わりを作りながら農業体験、調理体験、そして食べるという一連の体系的な取り組みとして進めております。

(加藤食品安全推進室長)

達成率のことですが、今年度の資料を作成する際にも、内部でもこれはわかりにくいよね、と話していたのですが、おっしゃる通り、この表を見ていると誤解を与えるかも知れません。以前の委員の方にも、例えば自分たちの研修会の回数を書いておいて、達成率100%というのはどうか、といった意見をいただ

いたこともあります。

量的なものは、何件やって何件達成しました、ということですので書くのは簡単ですが、質的なものを目標として書くのが難しい。しかし、質的なものも意味のある、知りたい情報の一つであると考えています。ただ、それをどのように行動目標に落とし込むかといったことは大きな課題です。

そういったところを踏まえて、前年比といったことを併記するというのも一つの方法かも知れませんが、県庁内でもより良い記載方法を議論していこうと思います。

(田中健康福祉部次長)

「要請ある都度」という目標値に対して、実績値が「要請ある都度」で、達成率は100%と記載するのはいかがなものか、というご指摘をいただいたものと受け止めております。前年度比といった見せ方が適しているかどうかといった検討は、先ほど加藤より申し上げたとおりですが、少なくとも今おっしゃった30ページに記載している100%の書きぶり、したがって達成したとみなすことについては、私もいかがなものかという気がします。30ページ一番下の「随時」という記載も同様ですが、例えば比率を書くのが適当でないものについては横線にして、何項目というカウントから外すといった工夫が取れないか、検討させていただきたいと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。何か、よろしいでしょうか。

では、引き続き、生産者の方からご意見を伺います。北野委員、武山委員の順番で、1人3分程度でお願いします。

(北野委員)

食品衛生協会の北野でございます。重点4の食品の危機管理体制の強化ということで、昨年も、過去10年で2番目に多いノロウイルスの食中毒が全国的に起こったわけですけれども、これに関する注意喚起が色々とありました。

今年4月1日、岐阜県食品衛生協会は、社団法人から公益社団法人の認可を受けまして、益々公益性を持った組織にするということで、消費者の皆様と情報を密にし、情報をお伝えしていく努力をしております。

そのための方法として、二つほど考えているのですが、一つは、今年から五つ星事業、これは日本食品衛生協会からの指導もあるのですが、岐阜県では今23,000件ほど食品製造事業者があるのですが、まずは飛騨地方を中心にやってみようということで、製造工場の冷蔵庫や機械、防虫といった衛生管理や従事者の健康管理、年1回の健康診断をやっているかどうか、そして各事業所に1

名はみえる食品衛生責任者について、年1回の責任者講習会、これは義務付けられているものですが、これを徹底するという事で、保健所の指導により行っておりますが、こうしたことを衛生指導員が事業所を回って、色々なポイントについて評価し、五つ星の看板を差し上げる、こうした取組みを順次広げていこうと考えております。

もう一つは、これまでもあった飲食店の安心・安全の掲示、これはどちらかと言うと栄養分析が多かったと思いますが、我々のような菓子業界などにも広げ、県のほうからもインターネット等で発表されるそうですが、安心・安全の店として掲示するなど取組みたいと思います。

とにかく、公益社団法人になりましたので、益々消費者の皆様と連携して、開かれた食品衛生協会にしていきたいと思っております。ご協力よろしく願いいたします。

(武山委員)

有機農業をやっております、なずな農園の武山です。教育委員会、消費者の方もおみえになるということでお願いですけれども、色々な体験学習などで、このお野菜は何でできているのか、それは土の化身なんだよ、あなたたちは何でできているのか、と私が言うと、皆さんぼかんとするんですね。ご年配の方も。戦後の人たちは、「あなたたち、おまんま食べているんだから、手伝いなさい」と親に言われたものです。現代の子供たちは、「そんなもん分からんわ」と返事が返ってきて。ご年配の方々も、ああ、そうなんだ、自分の命は食べ物で生かされているんだなと驚いたように言うんです。

それは食が豊富にありすぎて、親が毎日、当たり前前に食べ物を食卓に乗せてくれて、でなくてもどこに行っても買えるという日本の環境。そういうことの中で、自分の命は何で守られているのかということを経験の場面とか、お母さんが子供に話をする中で、付け加えて欲しいなと思っております。

一つ、ご質問ですが、食の安全相談窓口において 6,373 件の相談に乗りましたということですが、内容を少し教えて欲しいなと思っております。

(前澤会長)

はい。では事務局のほうから、質問の回答をお願いします。

(加藤食品安全推進室長)

武山委員の最後におっしゃったご質問ですが、具体的な相談内容でよろしいでしょうか？

(武山委員)

ざっくりでいいですよ。件数が多くてびっくりしたものですから。

(加藤食品安全推進室長)

例えば、食品製造施設であれば、この店でトイレや厨房が汚かったとか、こんな保存・販売方法で良いのかなどといったこと、あるいはこの食品を食べても良いか、これを食べたからお腹が痛くなった、この食品の表示は間違っていないか、といったようなものがあります。また、農薬の検査はどのようにされているか、といったような質問もあります。

(前澤会長)

はい。それでは、藤井委員、水野委員、よろしく申し上げます。

(藤井委員)

全農岐阜の藤井です。いつもお世話になっております。

達成の状況についてお話を伺いました。多大なる努力をされ、33 のアクションプランについてはほとんどが達成しておられると思いますが、昨年もこうした形で進み具合をまとめておられますが、やはり達成の裏には課題があり、問題があると思います。書きものでは出ない部分もあるかと思いますが、この協議会のなかで、そういった課題を共有しあうことも大事ではないかなと思います。

冒頭に会長からお話のありましたように、次、26 年度からの第 3 期計画につないでいくためには、正しい情報を県民に伝える仕組みをつくるのが一番大切ではないかなと思います。体制強化なり色々やってみえますが、最終的には、それを受け止める県民がどういう情報を持つのか、特に第 3 期計画ではコラボというところを手法として考えてみえます。そうなってきますと、県内の色々な組織、団体を活用し、そこにいかに情報を伝達して、そして隅々まで伝達していく、そうした仕組みづくりが必要になります。

その仕組みを作っていくうえで、この第 2 期のなかで何が課題なのかを整理することが、進め方として大切かなと感じました。以上です。

(前澤会長)

続きまして、水野委員、よろしく申し上げます。

(水野委員)

養豚協会の水野です。食品の安全がここまで高いレベルで皆さんに関心をもたれるようになったのかと思うと、生産者として嬉しく思います。

その反面、生産者として、消費者を裏切らない、より高いレベルの豚肉の供給をしていかなければならないということも思いながら、意見を拝聴していました。私からは以上です。

(前澤会長)

藤井委員の意見に対して事務局から何かありますか。

(加藤食品安全推進室長)

藤井委員のお話、課題があつて進歩がある、というお話でした。

おっしゃる通りで、検証しながら改善していく、PDCAという過程が大切であると思います。第2期計画の課題の整理というのは、ご承知のとおり、骨子を作る際にまとめさせていただいたところです。ただ、時は流れております。どんどん色々なものが生まれてくることも、おっしゃる通りです。従って、評価についてもこの協議会や、また第3期計画に関して県内各地で開催する意見交換会、パブリックコメントなど、色々な段階がございますので、もしお気づきの点がございましたら、その段階で仰っていただければ結構ですし、我々としても率先して検討を進めていきたいと思っています。

(前澤会長)

仕組みを作っていくとき、これまでと違うような、新たな対応ということはどうでしょうか。

(加藤食品安全推進室長)

コラボということの一つの手法としておりますので、ただ座して待つのではなく、既にご相談申し上げているところもございますが、県庁内のみならず各団体をお願いしながら、積極的にコラボレーションを働きかけていきたいと思っております。

(前澤会長)

わかりました。続きまして、流通業者のお三方からお話を伺います。では、岩本委員からお願いします。

(岩本委員)

先ほど、事務局の説明の中に、学校給食における県内産の野菜の利用量については、横ばいという話がありました。

地産地消の推進については、県内自治体の各首長さんたちも、活性化しようということで取り組んでおられますし、また学校現場や栄養士たちも、地元の

農産物を積極的に使おうという気持ちは、十分に持っているんですね。

ところが、なかなか伸びていかない。となると、そこには何らかの原因があり、それを払拭してやらないと、推進しようと言うだけでは、数字は上がっていかないと思います。

まず、大きな問題のひとつに、価格の問題があります。学校給食は、原材料費だけを保護者に負担していただきます。今、給食1食あたりの保護者負担は、中学校で300円弱、280円とか290円とか。これは市町村によって違うわけですが、小学校であれば260円くらいですね。その中で主食とおかずと牛乳とデザートですから、厳しい状況であることは間違いないのです。ならば給食費を値上げしたらどうかと言っても、これはなかなか難しい。

そうすると、推進しようと言っているけれども、価格の問題がネックとなって、岐阜のおいしいえだまめを食べさせようと思っても、あるいは高山のおいしいトマトやほうれんそうを給食に出そうと思っても、非常に難しい。

そこで、非常に力になっているのが、地産地消を推進する補助金事業があり、良いものを学校給食で提供しようという、非常に有難い補助事業です。大いに活用したら良いと思うのですが、その補助事業は、昔と比べてずいぶん減額になってしまっていると思います。

もう一つは、流通の問題があるのではないかと思います。岐阜市を例に出すと、岐阜市の小中学生は、2万5千人くらいいるのでしょうか。学校給食のメニューは1日前、2日前に決めるわけではないですから、今でしたら、9月のメニューはもう作っています。たとえば9月10日に地元のほうれんそうを使ったメニューを作りましようとなった場合、これは流通の問題から考えたとき、これだけの量をどういう流通で調達できるのか、という大きな問題があつて、そこを学校現場や給食センターと生産者との間で流通がスムーズにいかないと、価格の問題をクリアしても、非常に難しい問題があると思います。

学校給食は、巨大市場です。そして食育や地域活性化の側面から考えても、地産地消への投資は非常に大事なことだと思います。ぜひ事務局の方、大勢みえますけれども、それぞれの立場で、何を改善していけば良いのかということを考えていただけたらと思います。

(前澤会長)

では、橋本委員、よろしく申し上げます。

(橋本委員)

バローの橋本です。岐阜県の取組みについて、非常に高いレベルで取り組まれているということは感じますし、普段、色々とお伺いする中でもそれは感じるので、非常に素晴らしい取組みをされているという前提でお話します。

この協議会でも以前申し上げたことですが、1点目としては、食品で起きる事故や不備、これには2つ要因があるんじゃないかなと。1つが、きちんと統制された組織・団体の商品で起こる場合。もう一つはまったく管理されていない状況で起こる場合です。

今回まとめられた資料に出てくる問題は、今申し上げた前者、一定以上のレベルの団体で発生した問題や不備なのではないかなと思うのです。私がかねがね懸念しているのは、もう一方のほうです。

例えば、昨日も私は、お昼に名古屋駅にいたのですが、炎天下に軒先で激安のお弁当が売られているわけです。本当にあれが大丈夫なのか。また、これから盆踊りや花火が盛んに行われますが、野ざらしで売られている焼き鳥といったもの、これが本当に大丈夫なのか。こういう仕事をしているからでしょうか、やはり気になるわけです。当然、このパターンの方が事故に発展する可能性が高いはずですが。この辺のところを今後、行政の網をかけていく必要があると思います。

もう1点は、重要項目に設定されている食品表示の問題です。これは、今の状況として事業者の自主性に任されています。公的な資格があるわけではないし、事業者が自分で勉強して情報を取得し、適正な表示を作ってくださいというのが今の制度だと思います。

これだけ原産地表示を中心とした食品表示が注目されている中、あるいはアレルギーの問題であるとか、直接人体に被害が発生するものに対し、本当に事業者任せで大丈夫かなと思うので、岐阜県さん独自でも構わないのですが、食品表示に係る公的な認証制度なり資格制度といったものが今後、必要ではないかと思っています。

これだけ色々な法律が関わって非常にわかりにくい。私も自社でプライベートブランドの担当をしているので、食品表示検定協会というところの資格を取って勉強しているのですが、それでも分からないものがいっぱい出てくる。その都度、県に質問してご回答をいただくのですが、どれだけ勉強しても分からないものについて、本当に事業者が資格もない状態でやっていいものかどうか。この辺の整理についても、やはり公的にされたほうが良いのではないかと思いますので、ご一考いただければと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、林委員、よろしく申し上げます。

(林委員)

新しく委員になり、この資料を拝見した時、食品安全対策協議会とは一体どういうことを議論するのかと思っていました。理解しにくかったですね。

しかし、ここに来て色々なお話を伺う中で、なるほどこういう議論がされてきたのかと思いました。私も今日が初めてであり、知識もないところですので、的確な意見や質問等ができないかも知れませんが、ご容赦ください。

市場とは、直接、生産をしているわけではなく、仲立ちをするところです。わずか数時間のうちに、商品を右から左へ流しているわけです。食品の安全に関する知識も比較的疎いのかも知れませんが、ただ、私は水産のほうですので、青果や肉関係は詳しく承知してはおりませんが、水産関係で申し上げますと、国産品については、産地ではかなり気を遣っていると感じます。ご承知のとおり、福島県産では風評被害もございましたけれども、魚は一切入ってきておりません。茨城県産も一部入ってきておりませんし、宮城県産はほとんど入ってきておりますかね、こうしたことが一例かと思えます。

もう一つは、各漁協がかなり魚のチェックをしております。これは別に放射能に限ったことではありませんが、絶えず私どもには各漁協から、農林水産省を通じて「検査の結果、基準値以上の害毒が認められたので出荷を停止します、あるいは販売停止してください」といった情報が入ってきます。国産についてはかなり、こうした考え方が浸透しているように思います。

ただ問題は、現在国内で流通している魚は、正確な数字は手元にありませんが、私の感覚では恐らく3分の2くらい、あるいはそれ以上が輸入だと思えます。当然、輸入も現地でチェックしております。加工したものは現地でチェックし、国内へ搬入の際のチェックもあります。まず間違いはないと思えますが、正直、日本ほどのチェックが出来ているかどうか不安もあります。しかし、輸入業者は大部分が大手水産会社や商社等ですので、管理はしっかりされているとは思えます。もちろん、検査をした際の検査証明等がありますが、残念ながら魚の場合、牛のように全て検査するというわけにはいきません。ピックアップして一部検査するというふうにやります。こうした前提の中で、お話し申し上げたいと思えます。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、お三方からの質問などがありましたので、ご回答よろしく申し上げます。

(農産物流通課 青谷技術課長補佐)

学校給食への地元農産物の利用拡大について、岩本委員からお話がありました。給食に対しては、学校給食地産地消推進事業補助金という事業で、平成3年に県内産のコメを学校給食へという取組みからスタートして、もう20年以上、対象品目を拡大しながら進めてきた補助事業です。

こちらには、JA中央会と各市町村、そして県が3分の1ずつお金を出し合

って、学校給食センターに県内産農産物の利用量に応じて、一定の単価を掛け合わせて支出させていただいております。今年度は4,300万円ほどの事業費で、これを3分の1ずつ負担しているものです。

トータルでこの数字ですが、小中学生数で割り戻しますと、1人1食あたり1円程度で、1年間で260円程度と1食分ほどしかないものですから、非常に微々たるものと思われるかも知れません。ただ、この事業は毎年、各方面から継続の要望を多くいただいております、私どもとしましても予算確保に努力しているところです。今後もこの事業を継続できるように努力していきたいと思っております。

それから、流通の話、どこで調達すれば良いのかといった話がありましたが、各学校給食センターで2カ月くらい前に献立を考え、1カ月くらい前に入札をされる、そして落札した納入業者が仲卸を通じて仕入れ、納入されると思いますが、通常は仕様書に「岐阜県産」と記載すると、納入業者は努力して仲卸さんから仕入れるわけですが、この辺りですと岐阜市場が中心ですが、岐阜市場に流れている青果物の中で、岐阜県産のものはせいぜい15%ほどしかありません。ですから、買いたいと思っても潤沢にあるわけではありません。また、学校給食でよく使うじゃがいもとか玉葱は、県内に大産地があるわけではありませんので、なかなか市場にないということがあるかと思えます。

ブランド農産物などは、長年、農家が農協とともに販路を開拓され、県外を含めて販売されてきたという歴史がありますので、いきなり学校給食へと言っても、なかなか難しいことだと思います。

では、実際に県内産の農産物をどのように増やしていくかということですが、一例を挙げますと、瑞穂市の学校給食センターでは、JAぎふの直売所「おんさい広場」と連携し、「おんさい広場」が出荷されている農家をグループ化して、学校給食に納めるものを計画的に栽培しています。作付け計画を作ったり、いくらで納めるといったことを、市と学校給食センター、県の普及指導員、そしてJAと、4者で話しあいながら、生産者を育てています。また、JAが核となり、物流、ものを集めて運ぶ機能も担っています。

こうした取組みにより、地場産の農産物使用量は瑞穂市給食センターでは飛躍的に伸びています。こういった取組みを広げていくことが必要ではないかと思えます。

各市町村でこうした機運も高まっていますので、生産者の育成・グループ化といった、生産体制を整えていくことについて、県としても支援をしてまいりたいと思えます。

(加藤食品安全推進室長)

橋本さんのご質問ですが、炎天下の弁当という例を出され、管理されていな

いものについての事故に対する懸念を感じておられるかと思います。

以前、学校でのバザーの食中毒のお話をさせていただいた時にも少し申し上げたことかと思いますが、ルール化をしても、故意ではないにせよ忘れてしまう、見落としてしまう、といったことが起こります。大企業であれば複数で管理するシステムが出来ているのですが、個人で営業されてみえるとなかなか難しいところがあります。

そういったところを行政が許可業種、そうでない業種を含めて見て回るのが良いんでしょうけれども、100%網羅していくのは難しいので、やれる限りのことをやります、というのが優等生の回答でしょうけれども、やはり消費者の方々も、これはどうなの？ということを経験提供いただくなり、ご自分で言うのは勇気が要るでしょうから、言わないまでも、ここでは買うのを控えようとか、価格だけでなく品質を見る目を養っていかなければならないのかなということも感じております。そのために私どもとしても、出前講座などに出かけて、消費者の方々に知識を持っていただくよう努力をしているところです。

ただ、だからと言って放っておくわけにもいきませんし、そういったところのルール作りにつき、露天商や臨時的に営業されるような、簡易な施設を使って営業されるようなものについては、現在、県生活衛生課において、もう少ししっかりしたルールを作っていこうということで試行しているところであり、まもなく本施行となるかと思えます。施行のなかで課題等があればまた見ていくわけですが、愛知県や岐阜市のルールを岐阜県が決めるわけにはいかない、といった課題もありますので、行政間の連絡を密にしながら、連携していきたいと思えます。

それから表示、これも前回ご意見をいただいたところですが、お任せするわけではないのですが、製造者の方が一番、作り方から内容をご存知のはずですので、表示に対してもある程度の案をつくっていただかないと、我々としても指導のしようがないというのが実際のところです。

個人でできないものについては、我々も研修会を開いたりしておりますし、各業界団体にご相談いただくことも可能です。また、我々のところには始終、表示についてのご相談があります。これも、一つ一つ対応していかなければ県下全体で良くなれないと思えますので、職員、少ないながらも努力しているところです。認証制度で県がお墨付きを与える、ということについては、アイテム数が多くて難しいところがありますので、研修会を通じながらカバーしていきたいと考えております。

それから、最後に林委員からのお話ですが、特に輸入品の確認は難しいものがあるという話がありました。一番の大元は国の検疫でのチェックですが、暗黙のルールが食品業界にございまして、まず生産地、製造所のある自治体それぞれらについて責任を持つ。その次に流通している所が随時確認していくという

ことです。

典型的な例が放射性物質の検査であり、検査機器を持っているところと持っていないところがあり、持っているところはどんどん検査を行っていくわけですが、まずは東北周辺部の生産物を確認しようということで、国は重点的に機器を整備しております。

その後、岐阜県ではいち早く機器を導入したほうですけれども、我々食品衛生関係で3台の機器を取り入れ、流通するものについて検査を実施する予定だったのですが、肉用牛の飼料である稲わら汚染の問題があり、その確認のほう先だということで、生産地である岐阜県の肉用牛を検査しながら、余裕がある部分で流通してくるもの、特に東北地方から流通してくるものを中心に検査を実施しているところです。このような形で段階的に進んでおります。

(樋口生活衛生課長)

今、輸入食品のなかで水産物のお話がありました。正しい情報ということで、例えばヒラメの刺身、これは大変問題になっているのは、クドアと言う寄生虫が寄生しているんですね。これが県内でもしょっちゅう食中毒が発生しています。これが、国内の養殖業者ではかなりチェックされていて、違反があるものは少ないのですが、韓国産のものが非常に多くて、韓国内で養殖されたものはかなり違反が確認されています。これについては、厚生労働省から韓国政府に対し、チェックを強化するよう申し入れております。

消費者の方や、ヒラメを取り扱う流通・販売の方にも、ヒラメには規制があって、接触すると食中毒の危険性があるのだと、そういった情報をきっちりとお話ししなければなりません。

この中でも、こうしたことを知識としてご存知の方もおられるかとは思いますが、実際に販売する業者の方にも、まだまだ十分に情報が行き渡っていないところがあります。私ども行政といたしましては、生産地の指導は、輸入品は国から関係国に要請するとか、国内の養殖地については現地の市町村が、消費者や販売者に対しては我々からお話をさせていただく、といった対応を取っていく必要があります。

先ほど、食品衛生協会のお話もありましたが、食品衛生責任者の養成講習会などにおいても、こうした情報、ヒラメの刺身を提供して食中毒を起こすようなことは、今まであまりなかったのですが、2年くらい前に確認され、新たに食中毒の病因物質に加わり、実際に事故も起こっている状況ですので、そういった情報も適切に伝えていきたいと思っております。

(前澤会長)

よろしいでしょうか。では、最後に高木委員、お願いします。

(高木委員)

この報告を拝見しておりまして、よくわかるようにまとめてみえます。私としては、農薬のこととか、数値的に確認できるものは、それはそれで良い、やはり、質的なものをどうみていくのかということ、風評被害をなくすためには、食品表示ウォッチャーなど、消費者の学習の場を広げていくことが重要ではないかなと思います。

その中でアクション 17 のところに、130 名を食品表示ウォッチャーに委嘱して、県内 4 か所で研修会を開催し、41 名の参加者があった、そして 22 件の表示に関する報告をいただいたとのことですが、ウォッチャーの活躍の度合いをどのように評価し、今後を広げていくのかということ、そのあたりも視点として入れなければならないと思います。

また、第 3 期計画について、県民が食の安全・安心を実感できるよう、県庁内の連携を取っていくということで、これはすごく重要なことで、私たちも連携を取りながらやっていけなければならないと思っています。

瑞穂市の学校給食のお話がありましたが、とてもすごいなと思います。地域と学校給食を作る人たちと、家庭や子供と食育を含めて取組んでいく際に、どこがイニシアチブを取って、どのようにして取組んでいくか、ということも含めて議論していただいたりとか、あるいは先ほどの話で、学校給食でパーセントを上げろと言ってもどうやって上げていくかというのはとても気になって、その方法を模索するためにはこうしたことをやっていく必要があると思います。とすれば、県内にいくつか拠点を作っていくことが必要かなと思います。

それで拠点づくりのイニシアチブを誰が取るのか、どこかが発表して広げていくのか、そうした方法論まで出していないと、データだけで終わってしまうのではないかと思いますので、これからは少し、質のところ目に向けていくことが必要かなと思います。

(前澤会長)

ただいまのご意見に対して、いかがでしょうか。

(加藤食品安全推進室長)

まず、食品表示ウォッチャー 130 名の方に対して 22 件の報告ということですが、食品表示ウォッチャー制度を続けてきて、130 名よりもう少し多い時もありましたが、その研修制度や参加率についても、この協議会で話題になったことがございます。

食品表示ウォッチャーの他に、食品安全対策モニターという方もおみえですが、その質的な部分を高めるために、自分たちの仕事は何なのか、とか、やる

ためにはどういう知識が必要なのか、というところを、もう一度考え直しながら、整理する必要があると思います。

食品安全対策モニターは 400 人以上おられます。今のところ、ウォッチャーについては 2 期までとして、人数を拡大するのではなく、ウォッチャーをやりたいという方は受け付けながら、モニターに吸収するなどして、整理し考え直したいということで、今検討しているところです。その辺のところはまだ、まとまっておきませんので、後々のフォローのしかたを含めて考えていきたいと思っています。

もう一つ、学校給食の拠点づくり、PR や推進方法も含めてのことについては、我々が率先して拠点などを示していくということもあろうかとは思いますが、これはコラボを利用していくことができないかなと思います。学校給食は範疇が広く、教育委員会や農政部のほか、安全面では健康福祉部も関わっております。そういったところを各課で検討していきたいと思っています。

(前澤会長)

ありがとうございました。

今日の議題、平成 24 年度の報告について、第 3 期計画と関連付けて色々なお話をいただきました。時間に限りもございますので、この 24 年度の案ということで、先ほど一部修正するというお話もございましたが、大枠としてはこういうものなのかなと思います。そして、今日ご報告をいただきました第 3 期計画のほうにつなげていきたいと思っています。

全体的に、何かぜひ、これは発言しておきたいということがありましたら。何かありますか。

(武山委員)

よろしいですか。

(前澤会長)

はい、どうぞ。簡単をお願いします。

(武山委員)

これから始まる TPP の議論について、食品の安全に関わってくる話もあると思いますが、どうされるのかなというのが気になります。皆さんに関心を持っていただきたいと思っています。

(前澤会長)

TPP は国レベルの問題で、まだ、県レベルのほうにまではきておりません。

そういった心配については、皆さんがそれぞれお持ちだと思いますので、今後、議論が必要だと思います。

その他、いかがですか。よろしいでしょうか。

ずっと拝聴しておりまして、まとめとして感じたことを二つ申し上げます。

一つ目は、「リスクゼロはない」ということです。このことをどのようにして消費者に理解して頂くのが重要です。これは、事業者の方の皆さんがご苦労されていることと思います。

二つ目は、多くの消費者、つまり一般のサイレントマジョリティの方々は、ゼロでないリスクを行政に負担して欲しい、と考えていることです。多くの消費者は、何かトラブルが発生したら、それは行政に責任であると考えてしまい、行政を追及します。このようにリスク負担の主体に関するせめぎ合いはこれからも必ず発生し、永遠のテーマになります。行政としてどこまでやるのか、ということが注目されます。私としては、岐阜県はかなり進んだことまで実施していると思っています。

今後のリスクコミュニケーションのあり方ですが、昔は、学識経験者や行政職員が、「難しいことをできるだけ丁寧に分かりやすく説明すること」がリスクコミュニケーションだったのですが、今は、それでは消費者の根本的なモヤモヤを満足させることはできません。つまり、どんなに丁寧に説明しても、リスクゼロをとことん追求している消費者を満足させる回答にはなりません。

ですから、リスクゼロを求める消費者に対して、リスクゼロの状況はまずもって実現することはできないんだ、ということをとことん説明し、最終的には、どうすればお互いに納得できる着地点に到達するのか、について議論することが、今後のリスクコミュニケーションと思っています。

行政としては、「ああです、こうです」ということを一方的に話すのではなく、また、消費者サイドもリスクの全負担は行政が負うべきだと考えるのではなく、負担すべきリスクをどう分担すればいいのか、という問題に切り替えて議論すべきであると考えます。

これからも消費者の方々は自分で感じることをどんどん主張して頂きたいですし、行政の方も「納得させる」のではなく、「納得して頂く」という姿勢で臨んで頂きたいです。サイエンスも科学的根拠も受け入れられない価値観は今後もあり続けると思います。そのため、このような状況を踏まえてリスクコミュニケーションを実施して頂き、岐阜県独自のやり方を模索してもらえれば素晴らしいと思います。

以上、皆さんからご意見、ご質問があり、県のほうからご説明いただきました。非常に有意義な会議であったと思います。

これで議題は終了しましたので、事務局のほうにお返しします。

(野池技術課長補佐兼係長 (生活衛生課))

先生、どうもありがとうございました。委員の皆様方にも、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

終わりにあたりまして、事務局の方から若干のお知らせ事項ですけれども、本日、冒頭に申し上げましたとおり、チラシを2枚配布しております。従前からやっているものですが、出前講座と、行政機関の見学ということで、2つ用意しております。

出前講座については、今年は去年と変えた点として、食品安全にプラスして食育をセットにして受講できるというのを、小さなコラボということで試行しておりますので、ぜひご活用いただきますよう、また、お知り合いの方にもご紹介いただきますよう、よろしくお願ひします。

それから、今年も食品安全セミナーを、秋口に企画しております。本決まりになりましたら、また皆様方にもお知らせしますので、お声かけ、ご参加をいただきますよう、よろしくお願ひします。

また、本日も出てまいりましたが、シンポジウムを11月に検討しておりますので、その節にはよろしくお願ひします。

では、平成25年度第1回の食品安全対策協議会を終了させていただきます。次回は、11月を目途にご案内申し上げる予定ですのでよろしくお願ひします。

それでは、お気をつけてお帰りくださいませ。お疲れ様でした。